

議案第 85 号 市道路線の認定及び認定変更について
議案第 86 号から第 88 号まで 市道路線の認定について
資料 2

及び

議案第 89 号 市道路線の認定変更について
資料 1

市道路線の新規認定・廃止基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき新たに市道路線（以下「市道」という）を認定し、または廃止しようとする場合における必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第 2 条 市道は、一般の通行の用に供し、道路網を形成するように認定するものとする。

2 認定の対象は次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- (1) 都市計画法、土地区画整理法等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て築造され本市に帰属された道路。
- (2) 公共事業又はこれに伴い整備されたまたは整備される予定の道路。
- (3) 国道または県道等の路線の廃止もしくは変更または区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路。
- (4) 所有者から寄附等により権原を取得した道路。

3 前項第 4 号に規定する道路を市道として認定する場合は、土地の権利関係等に関して、次に掲げる項目のすべてに該当しなければならない。

- (1) 道路の土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 道路の土地と隣接する土地の境界が、筆界確認書または登記済地積測量図等により明確に区分されており、現場と整合していること。
- (3) 道路敷地内に道路法に基づき許可することが可能な施設を除き、占有物件がないこと。

4 第 2 項第 4 号に規定する道路を市道として認定する場合は、道路の構造に関して、原則として「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づく開発ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に適合するものとする。ただし、ガイドライン（平成 22 年 9 月 1 日施行）以前に築造された道路については、次に掲げる項目のすべてに該当する場合は別途協議できるものとする。

- (1) 道路の有効幅員は4 m以上であること。ただし、歩行者専用道路の道路幅員は2 m以上であること。
- (2) 路肩、路側、側溝、舗装及び街渠等の施設が完備されていること。
- (3) 道路の両端が、道路法第3条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市町村道（以下「公道」という）に接すること。あるいは、一方が必ず公道に接しており、原則として終端部に車返しが設置されていること。
- (4) 市道認定を受ける市有道路沿線の利用者が5戸以上であること。ただし、沿線の集合住宅は1戸とみなすものとする。
- (5) 地形の状況により、必要に応じて、道路を保護するための擁壁又は法面を有しその状態が良好であること。
- (6) 交差箇所及び屈折箇所については、原則として隅切りを有するものであること。
- (7) 道路の線形及び勾配等については、通行の安全上支障のないものであること。

（廃止）

第3条 次に掲げる基準のいずれかに該当する場合については、当該市道の全部又は一部を廃止することができる。

- (1) 道路改良工事等によって代替道路が設置され、効用がなくなったもの。
- (2) 路線が重複し効用がなくなったもの。
- (3) 将来の道路改良計画もなく、管理上不適当なもの。
- (4) その他道路としての効用がなくなったもの。

（事前協議）

第4条 市道路線の新規認定を要望するものは、事前に道路管理者と書面でもって協議を行わなければならない。

（その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

但し、施行日までに協議をしている物件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年12月28日から施行する。